

令和6年度大阪市保育士（保育所）会計年度任用職員採用候補者登録試験実施要項

令和6年2月16日
大阪市こども青少年局
幼保施策部保育所運営課

本市の公立保育所では、公立保育所の運営にあたり、本市職員と連携のうえで保育所内の保育業務等を担う職員が必要であり、その従事者として地方公務員法第22条の2第1項に基づく大阪市保育士（保育所）会計年度任用職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

1 募集内容等

- ・職務内容 公立保育所における保育士業務全般
※勤務場所及び担当事業については、希望することは出来ません。
- ・採用予定人数 52名（各月1日付け名簿登録後、順次採用）
- ・登録期間 名簿登録後から1年間（ただし、最大令和7年3月31日まで）
- ・採用期間 名簿登録後から令和7年3月31日までの間で本市が必要とする期間
- ・勤務場所 大阪市内にある53か所の公立保育所

2 応募資格

- ・保育士資格若しくは当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士資格又は幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のうちいずれかの採用予定日時点で有効な普通免許状を有する者（採用予定日までに取得見込みの者を含む）
- ・地方公務員法第16条各号に該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件（令和6年4月1日見込）

（1）勤務時間等

（ア）延長保育事業担当（朝もしくは夕方の延長保育）

- ・勤務日 週5日ないし週4日の勤務
- ・勤務時間 週5日の場合は1日6時間の勤務、週4日の場合は1日7時間30分（別途、休憩時間45分あり）の勤務
- ・勤務開始時間 朝の場合は午前7時30分から、夕方の場合は午後7時45分から所定の勤務時間を遡及した時間を基本とし、保育所開所時間の範囲内で調整することがある。

(イ) 休日保育事業担当 (休日保育)

- ・ 勤務日 週4日の勤務 (ただし、勤務日には日曜・祝日を含む)
- ・ 勤務時間 1日7時間30分 (別途、休憩時間45分あり) の勤務
- ・ 勤務開始時間 日曜・祝日は午前7時30分、平日は午前9時

(ウ) 障がい児保育事業担当 (障がい児保育)

- ・ 勤務日 週4日ないし週5日の勤務
- ・ 勤務時間 週4日の場合は1日7時間30分 (別途、休憩時間45分あり) の勤務
週5日の場合は1日6時間の勤務
- ・ 勤務開始時間 午前9時を基本とし、保育所開所時間の範囲内で調整することがある。

(エ) 保育内容充実事業担当 (通常保育)

- ・ 勤務日 週4日ないし週5日の勤務
- ・ 勤務時間 1日7時間30分 (別途、休憩時間45分あり) の勤務
週5日の場合は1日6時間の勤務
- ・ 勤務開始時間 午前9時を基本とし、保育所開所時間の範囲内で調整することがある。

(オ) 病後児保育事業担当 (病後児保育)

- ・ 勤務日 週4日ないし週5日の勤務
- ・ 勤務時間 週4日の場合は1日7時間30分 (別途、休憩時間45分あり) の勤務
週5日の場合は1日6時間の勤務
- ・ 勤務開始時間 午前9時を基本とし、保育所開所時間の範囲内で調整することがある。

(2) 休日

日・祝日・年末年始等 (ただし、休日保育事業担当を除く。)

(3) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

- ・ 年次休暇は採用月により次のとおり付与

4～9月採用	12日
10月採用	10日
11月採用	8日
12月採用	7日
1月採用	5日
2月採用	3日
3月採用	2日

- ・ 特別休暇

【有給】 夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇等。

【無給】 育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇等。

※その他、育児休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

※夏季休暇は7月までに採用された場合。

(4) 報酬等

報酬額 152,308円～168,780円 (月額)

期末手当 採用月により次のとおり支給

4月採用	2.14375月
5月採用	1.96月

6・7月採用	1.225 月
8月採用	1.16375 月
9・10月採用	0.91875 月
11月以降採用	無

勤勉手当 採用月により次のとおり支給

4月採用	1.38375 月
5月採用	1.23 月
6月採用	1.025 月
7月採用	0.97375 月
8月採用	0.76875 月
9月採用	0.56375 月
10月採用	0.35875 月
11月以降採用	無

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記以外に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）を支給します。

※上記報酬等は、令和5年12月1日時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

※勤勉手当につきましては、令和6年3月頃に条例改正が行われ、支給が決定する予定です。支給される対象は下記の条件をすべて満たしている必要があります。

- ・当該年度の任期が6ヶ月以上ある職員
- ・職の特殊性や報酬等を考慮して勤勉手当を支給することを不相当とされた職員以外の職員

(5) 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、労災（通勤災害含む）の適用あり。

(6) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(7) その他

- ・1週間の勤務時間は週30時間労働を原則としますが、祝日等を含む週については、別途調整します。
- ・勤務日については、年末年始等を除く月曜日から土曜日までの間での勤務を基本とします。（ただし、休日保育事業担当を除く。）
- ・採用にあたっては、勤務地及び担当事業等を選択することはできません。

4 試験日時・場所

(1) 試験日時

開庁日のうち、午前10時から午後4時30分まで

※試験日時については、別途連絡の上、調整します。

(2) 場所

阿波座センタービル（所在地：大阪市西区立売堀4丁目10番18号）

5 選考方法

・ 小論文試験

※次の保育に関する主題について、ご自身の考えをA4 サイズの用紙または市販の原稿用紙に 1200 字以内にまとめ、申込の際に提出してください。

<小論文主題>

保育士として、児童に、周囲の人との良好な人間関係の築き方を学ばせるためにどのようなことを心掛けたいか、あなたの考えを述べなさい。

・ 面接試験

・ 合格者の決定方法

小論文試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上で上位の者を合格者とします。ただし、小論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

※合否通知については、受験者全員に通知します。送付予定日については、試験日にお知らせします。

6 申込方法

(1) 受付日

随時。ただし、最終締切については、令和7年1月10日（金）まで。【締切日必着】

(2) 提出書類

①大阪市会計年度任用職員採用申込書

(※必要事項を記入し、写真(3か月以内に撮影した写真)を必ず貼付すること)

②面接カード

③小論文(※5の小論文主題に対して自身の考えをまとめたもの)

※ 上記①～③の書類を次の(3)提出先まで必ず簡易書留等にて送付してください。別の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。なお、持参による受付は行いません。

(3) 提出先

【宛て先】 〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号(阿波座センタービル4階)

【宛て名】 大阪市子ども青少年局幼保施策部保育所運営課

※ 「大阪市保育士(保育所)会計年度任用職員採用候補者登録試験申込書在中」と朱書きで明記してください。

※ 書類到着後、試験日時調整のため、連絡します。

※ 提出後、一週間経過しても連絡がない場合は、大阪市子ども青少年局幼保施策部保育所運営課まで連絡してください。

7 要項等の配架場所及び要項等の請求方法

配架場所については、次の所在地で配架しています。

市民情報プラザ(市役所1階)・大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)・各区役所区民情報コーナー・大阪市が運営する保育所(令和5年度:市内54か所、令和6年度:市内53か所)

または、同試験について掲載しています本市ホームページ上からダウンロードし印刷することができます。

8 合格から採用まで

- (1) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が登録予定者数を下回る場合があります。
- (2) 合格者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき採用します。なお、「候補者名簿」の登録期間は、名簿登録の日から令和7年3月31日までとなります。採用月は各月1日付けで最終採用月は3月になりますが、登録されても採用されない場合があります。
- (3) 採用決定するにあたり、候補者名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- (4) 合格後、あるいは「候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。
- (5) 保育士資格については、児童福祉法第18条の18第1項により、都道府県知事への保育士登録が必要です。なお、同法第18条の5各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
- (6) 国家戦略特別区域限定保育士については、国家戦略特別区域法により、都道府県知事への国家戦略特別区域限定保育士登録が必要ですので、登録手続きを行ってください。国家戦略特別区域法12条の4第4項各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
- (7) 採用予定者の勤務地、担当事業等については、採用予定月の前月上旬頃、通知する予定です。
- (8) 合格後あるいは勤務地等内示後、やむを得ない事情により、採用予定月からの勤務が出来ない場合は、大阪市子ども青少年局幼保施策部保育所運営課まで早急に連絡してください。

9 備考

- (1) 来場には公共交通機関をご利用ください。
- (2) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (3) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (4) 受験に際してお預かりした個人情報、同採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
- (5) 本採用は令和6年度予算の発効をもって有効とします。

◆ この試験についてのお問い合わせは

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号（阿波座センタービル4階）
大阪市子ども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話：06-6684-9345）

〔阿波座センタービル周辺図〕



〔交通機関〕

Osaka Metro 中央線・千日前線「阿波座」駅下車すぐ（④号出口）